

内閣府消費者委員会
委員長 高 巖殿
消費者委員会公益通報専門調査会
座長 山本 隆司殿
座長代理 柿崎 環殿
委員 各位 殿

串 岡 弘 昭

意見書（5）

経済界における内部告発の必要とその重要性について

日本では、内部告発についてともすれば国内のこととして捉えているきらいがある。

経営者代表などがOECDの「商取引と産業の勧告委員会」(BIAC)に集まって『贈収賄と闘うための内部告発』をまとめた。その中で、経営者側もビジネスの信頼が失われ、競争が損なわれる贈収賄に対する効果的な手段として、内部告発を認め、ビジネスの利益を守るために、真の努力をしなければならないと書いている。

企業は、政府高官などから、金品の請求など汚職に手を染めようとする誘惑がある場合は、内部告発によって防御すべきであると強調した。

世界の中での経済活動を通じて自国の経済発展を図らなければならないのは世界中の国にいえることである。

企業側として賄賂の要求があれば、汚職に手を染めざるを得ないという弱みがある。そのため公正な国際取引に国際協力が求められるのである。

当然にして国際的な公益通報者保護制度を作る必要性があるといえるのである。

日本の内部通報制度の設置

2002年8月29日に、東京電力の福島原子力発電所のひび割れ偽装について、保安院が緊急記者会見を開いた。その4日後に社長ら5人の辞任が発表された。

大企業の加盟する経団連において、過去に東京電力は、会長も出してきた会社である。そして経済界に大きな影響力をもっていた。その東京電力が起した不祥事を、企業の信頼を揺るがす重大な出来事として経団連が捉えたということである。

日本の企業に内部通報制度が誕生するきっかけを作ったのは、この経団連であった。その対応は素早かった。

2002年9月20日のことである。日本経団連の企業行動委員会は二十日企画部会（部会長・池田守男資生堂社長）の初会合を開き、新しい「企業行動憲章」の策定に向けた具体的な議論に着手した。この日、事務局が提出した原案によると、会員企業に対して①経営トップが企業倫理の確立に取り組むこと内外に宣言する。②不正の通報窓口を設け、告発者が不利益を受けないためのガイドラインを整備する。③法令順守（コンプライアンス）担当の役員を置くなどを求める。 読売新聞2002年9月21日掲載記事

続いて2002年10月16日 日本経団連の奥田硯会長が2002年10月16日に行った記者会見での内容の概略である。

記者会見での主な内容は以下の通りである。

- ① 経営トップが率先して企業倫理向上に取り組む
- ② 内部告発窓口を設置するなど社内体制を整備する
- ③ 不祥事を起した企業の除名、退会勧告など処分を強化する

また、「企業行動憲章」と、その「実行の手引き」を改定した。行動憲章には「消費者の信頼獲得」を盛り込み「社内外の声を常時把握する」

具体的には、内部告発の受け皿となる「企業倫理ヘルプライン」（相談窓口）の設置と、企業倫理担当役員の任命などを会員企業に要請。

アンケートなどを通じて企業の取り組みを監視、経営トップが個別に相談できる窓口も設置する。

経団連側の判断で新たに除名、退会勧告、会員資格停止の三つの厳しい処分を行えるようにした。

以上の経過から分かるとおり、経団連の奥田会長のリーダーシップが、大企業を中心に内部通報制度が設置される発端となったのである。

優れた経営者というものは、経済界の発展だけを考える人ではないということである。国民、消費者目線を持っているということであるが、奥田会長はその視点を持っていたということによって優れた経営者である、と評することができる。それまで経団連の行動憲章になかった「消費者の信頼獲得」を盛り込んだのも、その表れである。余談になるが、経営者になる条件として労働組合を結成することを認めさせた人がいた。普通は経営者が労働組合を作れと言わないが、そのような人がいたことを思い出す。

人間の常として、大きな不祥事が起きて初めて事の重大性を認識するのである。問題は、そのようにして大企業を中心に内部通報制度が設置されていくのであるが、それは経団連会長の指導力があったためである。しかしながら、今日、行動憲章にある「消費者の信頼獲得」経営トップが個別に相談できる窓口

の設置、「社内外の声を常時把握する」などトップの役割と責任の明記、について大きな指導力を発揮した奥田会長の決断は、その後、大きく進展したとは思えない。経団連が決めたから内部通報制度は作るが、その重要性を認識して制度を作ったとはいえない企業も多かったと思われる。

その後、2007年にはまた企業不祥事が多く起った。その年の一年を象徴する言葉は、「偽」であったことから分かる。

内部通報制度の果たす役割は、事業者の違法行為を着手する前に阻止することにある。そのためには、事業社内において自由に発言できる気風が確立されていない限り、その目的は達しられないことを知っておくことである。そうでないと、違法行為に走っている時でも内部通報制度があるので内部に通報すべきという主張につながっていく。

経団連の行動憲章に消費者の信頼獲得を盛り込んだのであれば、違法行為に着手してしまった段階に至っては、内部で内々に処理することは許されないはず。そのような内々での処理が国民、消費者の納得するものでなければ、あるいは隠ぺいを継続しようとしていたことさえあったことが判明すれば、さらに大きく消費者の信頼を失うことになる。奥田会長の時に作られた消費者の信頼獲得の行動憲章は、そのように理解するのが正しいと考える。

経団連が前向きに行動憲章を改定したのであるが、東京電力の福島原子力発電所のひび割れ偽装が発覚する前の2002年8月には、経団連の消費者法部会長は、「内部告発法」は日本でも必要か、という共同通信の争論の中で、「日本経団連の中で内部告発者保護法の問題はまだ議論していません。と述べていた。そして告発者保護法案についての論議について、「それにしてもこんな後ろ向きの問題ではなく、どうしたら日本が元気になるか、そんな問題を討議したいですね」で終わっている。

経団連の8月消費者法は部会長であり、企業の社会的責任を訴えている人にして、内部告発者を保護する法律について、上記のような意見であったのである。ちなみに争論の対極にあった人は、当時内部告発者の保護法案の要綱を発表していたのは川田悦子衆議院議員である。

経済界も公益通報者保護法の改正では、国民、消費者の信頼を得られるような姿勢を持つべきであると考ええる。